



ふれあいネットワーク

社会福祉法人

木更津市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは・・・・・・・・

「住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしたい。」

社会福祉協議会（以下社協という）は、こうした願いをかなえるため、地域住民の皆様や各種団体などが協力し、社会の動向や地域のニーズに対応し、地域福祉を総合的に推進するために活動する民間の非営利組織です。

平成12年施行の社会福祉法第109条においては、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定され、(1)社会福祉事業の企画・実施、(2)社会福祉活動への住民参加の援助、(3)社会福祉事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成、(4)上記事業のほか社会福祉事業の健全な発達を図るために必要な事業、を行うこととされています。

木更津市社協は、昭和26年12月に任意団体として設立し、昭和43年4月に社会福祉法人となりました。

民間の団体ではありますが、市からの業務委託や補助金の交付を受けて市の福祉施策を補うなど、「公共性」の高い役割を担っています。

一方で民間の「自主性」を生かし、地域社会における福祉活動の中核となり、地域住民と広範な組織・団体の参画・協働のもと地域福祉の向上、地域コミュニティづくりに取り組んでいます。



～ 社協では、こんなことをしています ～



心配ごと相談 利用は無料

市民の悩みや、困っていることを相談員が聴いて適切なアドバイスを行います。
毎週月曜、木曜 13:00～16:00まで
国民の祝日と重なった場合は休み 電話での対応可



法律相談 利用は無料

(要予約：月初め) 毎月第2月曜、第3月曜、第4水曜 13:00～16:00まで
国民の祝日と重なった場合は休み 来所のみ対応

結婚相談 利用は無料

結婚を望んでいる方のお相手を探す相談に女性の相談員が応じます。
毎週火曜 10:00～16:00
国民の祝日と重なった場合は休み 電話での対応可

貸付事業

善意銀行・・・緊急的な生活資金の小口貸付を行っています
・・・応急的な帰郷旅費等の給付を行っています
生活福祉資金（県からの委託事業）
低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業者世帯に対し、経済的自立と生活の安定を図るための資金を貸付ける相談窓口となり申込みの事務をしています。

地区社協への 支援

地区社協が地域の実情に応じ実施している事業への活動支援を行っています。市内に15の地区社協があります。

福祉まつりの 開催

多くの市民、団体の参加をいただき出会い、ふれあい、交流をすることにより地域福祉への理解と福祉の高揚、推進を図っています。また福祉活動に対する表彰と感謝状の贈呈も併せて行います。

車いすの貸出し 利用は無料

高齢者や障がい者、また一時的な怪我などで必要となった方へ無料で車いすを貸し出しています。小中学校などでの福祉体験学習にも使用しています。



日常生活自立
支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など日常生活において判断能力に不安のある方々との契約により、福祉サービスの利用援助、財産管理サービス、財産保全サービスを行っています。

成年後見支援
センター運営



高齢者や障がい者の意思能力や生活状況に応じて、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業を活用し、身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供することにより、地域住民の生活と権利を擁護することを目的に、後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する相談、手続き支援、制度の普及啓発、法人後見受任事業を行っています。

広報「福祉
きさらづ」発行

HPを含め、当協議会が実施する事業など市民のみなさまへ情報発信を行っています。新聞折り込みにより年4回、41,500部/回視覚障がい者のために音訳した広報（CD）もお届けします。

共同募金運動

共同募金会として、赤い羽根共同募金、歳末助け合い募金の活動を行っています。募金額の7割を当協議会へ配分し、福祉事業の実施、また福祉施設、団体への助成、低所得者世帯への見舞金、災害見舞金などに活用します。



ボランティア
センターの運営



ボランティアコーディネーターを設置。ボランティアニーズに対してのボランティア派遣、ボランティア情報の発信、個人・団体ボランティア登録の受付、ボランティア研修会の企画・運営を行っています。災害時には災害ボランティアセンターの役目を担います。

介護保険事業

介護保険法に基づく事業所として、居宅介護支援事業（ケアマネジャーによる居宅サービス計画の作成、介護サービス提供事業所との連絡調整）を行っています。

施設の指定管理

木更津市から指定管理者として各施設の運営管理を任されています。

- ・ 木更津市民総合福祉会館 地域福祉センターの機能を含め会議室の貸し出しを行っています。
- ・ 木更津市あけぼの園 障害者総合支援法に基づく法律に基づく障害者福祉サービス事業所として通所してくる利用者一人ひとりが生きがいを持って生活ができるように支援を行っています。
- ・ 木更津市老人福祉センター 老人福祉法による老人福祉センターです。高齢者の憩いの場として、また健康相談も行ってあります。
- ・ 木更津市身体障害者福祉センター 身体障がい者の福祉の推進を図るため、身体障害者福祉法に基づく施設の運営管理を行っています。

障害者自立訓練サービス事業

「身体障害者リハビリセンター あくていぶ」

障害者総合支援法に基づく事業所として障害者の自立を助ける、身体機能、生活能力の維持・向上が図られるよう必要なリハビリテーションその他を提供しております。
送迎サービスも併せて行っています。



ファミリーサポートセンター事業

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と手助けをしたい人（依頼会員）が会員になり、地域で子育てを助けあう有償の相互援助活動を行う事業です。アドバイザーが活動の調整をします。会員の募集や活動に必要な知識を学ぶための講習会を行っています。



学習支援事業

学生ボランティアと地区社協の構成員を中心とした住民ボランティアが主体となって、地域の中学生に居場所と学びの場を提供する事業です。

原則毎週火曜日の 17 時 30 分から 19 時 30 分に西清川公民館で行っています。



福祉バザー

福祉事業への財源確保のため、福祉バザー実行委員会と連携を図り、2月の第1土曜日に、福祉会館にて行っています。

福祉チャリティー ゴルフ大会

福祉活動をより多くの方々にご理解いただき、福祉の輪を広げるために毎年1回行っています。



各種福祉団体の 事務局活動支援

- ・木更津市民生委員児童委員協議会
- ・木更津市老人クラブ連合会
- ・千葉県共同募金会木更津市支会
- ・木更津市遺族会
- ・君津地区保護司会
- ・君津地区保護司会木更津支部
- ・木更津地区更生保護女性会
- ・木更津市赤十字奉仕団

上記の各種団体の事務局として活動を支援し、共に福祉事業の推進を図っています。



心あたたまる運営施設

[木更津市社会福祉協議会の指定管理施設]ご来場案内

木更津市民総合福祉会館



[徒歩]木更津駅西口より徒歩 25 分
[バス]木更津駅西口発市民総合福祉会館前下車
TEL 0438-23-2611

老人福祉センター



〒292-0025 木更津市十日市場 826
TEL・FAX 0438-98-6651

木更津市あけぼの園



〒292-0834 木更津市潮見 2-13-5
TEL・FAX 0438-25-2345

身体障害者リハビリセンター あくていふ



TEL 0438-20-2080
FAX 0438-23-2615



社会福祉法人
木更津市社会福祉協議会

〒292-0834
木更津市潮見2丁目9番地(福祉会館内)
TEL 0438-25-2089 FAX0438-23-2615
E-mail info@kisarazushakyo.or.jp
HP <http://www.kisarazushakyo.or.jp>